

簿式簿記の基本を学ぶコースです 第45回 **秋色**

青色複式簿記講座

こんな方へ！

- 簿記のしくみ・基礎知識を学びたい
- 仕訳のしかた・決算までの流れを理解したい
- 複式簿記で悩んでいて、青色申告特別控除の活用を受けたい

※家庭用パソコンが必須です

主催：公益社団法人小田原青色申告会

お申込み TEL 0465-24-2614
FAX 0465-24-3888
E-mail scout@airo-odawa.com

※会館の駐車場が手狭のため、公共交通機関をご利用ください。お車で会場への送迎は高橋の駐車場をご利用ください。

9月22日(金)開講

お申込み受付 9月21日(木)まで

開催要項

期 間 9月22日(金)・10月24日(土)10:00~12:00
場 所 青島会館4館
定 員 定員は1席、先着順でお申し込みください
講 師 東京大学経済学会小田原支部 竹内康彦理事
講 料 会員6,000円/会員以外8,000円(テキスト代別)
お 礼 品 筆記用品/電卓/受講料 別途当座
定 員 30名 (定員より1次募集しております)

税の基礎知識

土地や建物の譲渡所得に対する税金

土地や建物等譲渡所得に関する税金は、他の所得と区別して計算します。ただし、税金の納付は、確定申告で他の所得と一緒に行うこととなります。

課税譲渡所得金額の計算方法

譲渡収入額 - (取得費 + 譲渡費用) - 特別控除額 = 課税譲渡所得金額

※取得費はマイホームの売却時に課税される場合を除き、特別控除額が異なります。

申告に必要なもの

譲渡所得に関するもの
不動産売買契約書
土地や建物売ったときとその買った土地や建物を買ったときの不動産売買契約書(買取額、取得費のわかるもの)
譲渡費用のわかるもの
①物件手続料、②消費税など土地や建物と直接または間接に買手の買取りの対価として支払った立派な 領収書を取集めて土地を売ったときの取扱い費用になります。

税率

上記「課税譲渡所得金額」に、右表の税率を乗じて税額を計算します。

区分	所得税	住民税
超過課税所得	15%	5%
所得課税所得	33%	3%

5年以上経過したものは、特別税率適用になります。

不動産売買に関わる申告は、「税務署」にてご相談ください。

小田原税務署からのお知らせ

経理に不安のある方へ

記帳支援事業 (公益目的事業)

記帳処理サービスをご存知ですか?

毎月の伝票起票から、決算申告まで専属の担当者がいた、完全予約制。だから、安心・便利です。

本サービスは、専属の担当者が付き、節税効果の高い青色申告特別控除65万円が適用されるシステムです。会員の負担軽減を第一と、自ら仕入をサポート致しますので、是非ご利用ください。

お問い合わせ TEL 0465-24-2614(事務課)
代表取締役の直接お問い合わせください

税のカレンダー

納期を守りましょう!口座振替を利用しましょう!

○国債償還利率控除(税)の納期
【第4期分】10月21日(金) 納定額・大井町・山北町
【第5期分】10月21日(金) 納定額・磯原町・溝田町
【第6期分】10月21日(金) 納定額

○介護保険料の納期
【9月分】小田原町
【第4期分】納定額・大井町・松田町・山北町
【第5期分】納定額・溝田町・磯原町
【第6期分】納定額

○後払高齢者福祉費(普通徴収)の納期
【9月分】10月21日(金)
【第3期分】納定額・中井町・松田町・山北町
納定額・磯原町・溝田町
【第6期分】納定額

○確定住民税の納期
【第3期分】納定額・清原町
【第6期分】納定額

国税庁ホームページの紹介

国税庁ホームページでは、確定申告をはじめとした税の手続きや税務の取組などを紹介しています。その他、授業料減免などの学習の取組に役立つ、各種データを提供しています。

1. 国税庁の取組紹介
ドラマ仕立ての動画で国税庁の仕事や「適正・公平な税務行政の推進」など国税庁の取組を紹介しています。また、スマホで「税を学べる週間」の講座資料(税の役割や税務の仕組みなど)を公開しています。国税庁の取組や学習の取組に役立つ、各種データを提供しています。

2. 確定申告書作成コーナー
確定申告書等作成コーナーでは、画面の案内に従って電子データを入力することで、確定申告書を作成することができます。また、作成したデータは、インターネットを利用して電子申告書(e-tax)を行うことや、印刷して税務署へ提出することができます。

3. タクソアンサー
タクソアンサーでは、よくある税の質問に対する一般的な回答を税務の専門家と連携することができます。また、キーワードによる検索も可能です。

4. 社会保険・税番号制度<マイナンバー>について
国税における番号制度に関する情報などを案内しています。

詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

国税庁 検索

地元のみんなが情報満載!

とことん

小田原青色申告会の地元密着検索サイト

お申込み TEL 0465-24-2614(事務課)
代表取締役の直接お問い合わせください

毎月0円

仕事用/個人用/子どもに喜ぶ/あなたの大切な仕事もメールで送る/インターネットで検索できる/いつでもお問い合わせいただけます

TEL 0465-24-2614

社会士の年々社会保険料の負担が重くなる

10月12日(火) 11月14日(火)

不動産コンプレックスの不動産情報

10月12日(火) 9月28日(木) 10月26日(木)

日暮の相談会

10月12日(火) 10月14日(水)

お問い合わせは、お問い合わせください

景税事務所からのお知らせ

個人住民税の寄付金控除(ふるさと納税)について

【寄付金控除】
ふるさと納税に寄附した金額のうち、2千円を超える部分については、個人住民税を合わせた金額から控除されます。(ただし、一定の限度があります。)

なお、所得は控除されず、ふるさと納税は寄付金控除を受け、個人住民税を控除した年の翌年度分の個人住民税から控除されます。

【寄付金控除を受けるための手続き】
原則として、お住まいの住所税務署を管轄する税務署へ確定申告をしていただく必要があります。所得が年収200万円を超え住民税の課税される方は、お住まいの市役所に「寄付金控除の申告」をいただく必要があります。

【ふるさと納税ワンストップ特例制度】
従来、ふるさと納税について個別に控除の適用を受けるには、寄附が確定申告を行う必要がありましたが、平成27年度税制改正により、確定申告を要しない「特定ふるさと納税ワンストップ特例制度」が導入されました。確定申告を行わずとも寄附金控除を受けられることができた「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が適用されました。

※1 この特例制度は、確定申告をしない方が対象となりません。
※2 所得の総額が年収200万円を超える場合は、対象外となります。
※3 詳しくは、税務署またはお住まいの市役所の「制度改正について」をご覧ください。

社会保険労務士 無料相談会

10月9日(月・祝) 10時~16時

〒401-8501 小田原市小田原1-1-1 小田原駅前広域(小田原駅前ビル)東口2階

TEL 0465-24-5551 (担当 高橋)

青色活動報告

租税教室の感想文コンクール

小田原税務署の租税教室が東西地区の各学区で実施されています。今回は、本会では、同教室を受講した高校生を対象に「租税教室の感想文コンクール」を開催しております。同コンクールは今年度も200名を越え、約5年ぶり、約5名の高校生に表彰したなど、小学校の教員や保護者と並ぶ公民館事業として地域に貢献しています。

租税教室の定期行事異動に伴う意見交換会

7月21日、税務署の定期行事異動により新たに着任された小田原税務署長をはじめとする関係者の皆様と、本会役員との意見交換会を、青色会館にて開催致しました。

29年7月10日発行
小田原税務署 高橋 典正(新任)
副署長 北村 敏一(新任)
副署長 生田 輝(新任)

情報発信中

インターネットで検索

Facebook Twitter

お問い合わせ 小田原税務事務所 事業課 TEL 0465-23-8000FQ